○内閣府厚生労働省令第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第百七条第一項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章～第六章　（略） 第七章　雑則（第六十九条―第七十一条） 附則 （削る）	目次 第一章～第六章　（略） 第七章　雑則（第六十九条―第七十二条） 附則 （権限の委任） **第七十二条**　法第百七条第一項の規定により、法第五十一条の三、第五十一条の四、第五十一条の三十二及び第五十一条の三十三に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。
附　則 この命令は、令和七年四月一日から施行する。	

○内閣府農林水産省令第三号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十八条第六項並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第十五条並びに農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七条第七項第一号及び第四号の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
農林水産大臣　江藤　拓

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等） **第三十五条**　［略］ 2　前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	**附　則** （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等） **第三十五条**　［同上］ 2　［同上］